

## 小諸市開発協定

小諸市長 小泉俊博（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）  
とは、小諸市環境条例（以下「条例」という。）第35条の規定に基づき、次のとおり開発協定を締結する。

### （事業の実施）

第1条 乙が行う次の事業の実施にあたっては、この協定の定めるところにより事業を行うものとする。ただし、本条例によるほか、関係法令等に基づく許可、届出を要する場合は、それらの手続きが完了した後工事に着手するものとする。

事業地 小諸市  
事業名  
事業面積  $\text{m}^2$   
事業内容  
事業期間

### （乙の責務）

第2条 乙は前条の事業の実施にあたり、条例第5条の規定及び他関係法令に基づく生活環境保全基準に従い、別表に掲げる事項を厳守し、自然保護及び環境の保全並びに災害の防止について適切な措置を講ずるものとする。

2 乙は、条例第3条に規定する理念に基づき生活環境保全のための措置が適切に実施されるよう努めるものとする。

### （事業の変更等）

第3条 乙は第1条に規定する事業を変更しようとする場合において、本協定の内容を変更する必要があるときは、あらかじめ甲に協議するものとする。

### （損失補償）

第4条 前2条の協定に违背した生活環境保全上の障害により、甲及び関係地区住民に与えた直接又は間接の損害は、乙の責任において全額補償するものとする。

### （完了報告）

第5条 乙は第1条に規定する事業が完了したときは、甲に報告するものとする。

(協定事項の引継ぎ)

第6条 乙に変更があった場合においても、事業内容に変更がないときは、この協定の効力は存続するものとし、乙は承継人に協定事項の遵守を引継ぐものとする。

(疑義等の処理)

第7条 本協定以外で生活環境保全上必要が生じたとき、及び本協定履行において疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 小諸市相生町三丁目3番3号  
小諸市長 小 泉 俊 博

乙

#### 【別記】

- 1 開発地域の住民、隣接者等とは、相互理解に基づき融和を図り、トラブルがあった際には誠意をもって早急に対処すること。
- 2 事業実施中は、騒音、振動、粉塵等苦情の無いよう十分留意すること。
- 3 搬出路の安全対策及び住民への周知の徹底を図ること。
- 4 公道へ土砂及び廃棄物等が流出しないようにすること。また、必要に応じて路面清掃を行うこと。
- 5 雨水処理は、用地内での処理とすること。